

半期報告書

(第41期中)

自 2024年9月1日
至 2025年2月28日

株式会社地域新聞社

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	9

2 役員の状況	10
---------------	----

第4 経理の状況

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表	12
(2) 中間損益計算書	13
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	14

2 その他	17
-------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年4月10日
【中間会計期間】 第41期中(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
【会社名】 株式会社地域新聞社
【英訳名】 CHIIKISHINBUNSHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 細谷 佳津年
【本店の所在の場所】 千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】 047-485-1107
【事務連絡者氏名】 財務経理統括部部长 江澤 務
【最寄りの連絡場所】 千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】 047-485-1107
【事務連絡者氏名】 財務経理統括部部长 江澤 務
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 中間会計期間	第41期 中間会計期間	第40期
会計期間	自 2023年9月1日 至 2024年2月29日	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日
売上高 (千円)	1,504,983	1,526,101	2,977,195
経常利益 (千円)	29,136	6,250	16,988
中間(当期)純利益 (千円)	20,362	4,182	3,476
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	287,703	511,432	360,008
発行済株式総数 (株)	2,159,286	3,740,414	2,670,276
純資産額 (千円)	174,595	609,782	302,271
総資産額 (千円)	1,167,550	1,457,213	1,246,599
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	9.43	1.11	1.55
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	1.50
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.9	41.8	24.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	52,463	△124,046	127,867
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△11,232	187,223	△59,531
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△56,711	242,286	29,713
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	458,645	877,639	572,176

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法適用会社がないため記載しておりません。
3. 第40期中間会計期間及び第41期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに生じた事業等のリスクはありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間においては、従来より季節的要因による広告需要の減少傾向が見られることに加え、当社の成長戦略「Strategic Plan」を推進するための先行投資を予定していたため、期初計画では一定の営業損失を見込んでおりました。しかしながら、当社は黒字決算の達成にこだわり、様々なアクションプランを実行した結果、実績は計画を上回って推移いたしました。同時に、将来の成長のために可能な限り早期かつ躊躇なく先行投資を断行する必要も経営の重要テーマとして取り組み、当中間会計期間においては、システム投資やインフラ整備のための人材投資、業務提携や新規事業に関連する先行投資を販売管理費として計上いたしました。その結果、当中間会計期間の営業利益以下の各段階利益は損益分岐点に近い水準となりましたが、これは成り行きではなく、積極的な先行投資に経営資源を振り向けながらも、黒字決算を実現するという当社の明確な意思決定によるものであります。

当社は新たな経営体制で策定した「Strategic Plan」を2024年6月3日に発表し、当社が保有するアセット（173万世帯への配布網、60,000人の読者とのインタラクティブな関係性、2,500人の配布スタッフ、年間8,000社の取引企業等）を活用した他社との事業アライアンスによる新サービスの創出、いわゆるシーパワー・ストラテジーへの転換を掲げ、社内体制の構築及びアライアンス先企業並びにアライアンス候補企業との間でアセット活用方法の策定に取り組んでいます。

アライアンスを中心とした新たな取り組みによる成果はすでに表れており、当中間会計期間において、株式会社ツナググループ・ホールディングスとの業務提携により14,052千円の受注、株式会社中広が展開する「地域みっちゃん生活情報誌」のVC(ボランティア・チェーン)契約に関連する配布エリア外への営業活動で14,930千円の受注、プレイブ少額短期保険株式会社との業務提携により25,000千円の受注がそれぞれ発生しました。累計で53,982千円の売上創出となりましたが、いずれも連携直後から順調に成果を創出しており、今後さらなる増加を見込んでおります。

広告関連事業全体におきましては、集客のための広告需要は引き続き高く、手法は多様化しているものの回復傾向が続いております。

新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業におきましては、2025年2月末現在で、2県40エリアで40版を発行、週間の発行部数は約173万部となりました。中大口クライアント獲得に営業リソースを集中し顧客単価の向上を図る方針は継続しており、当中間会計期間では買取業、セミナー告知といったセグメントは引き続き需要が高い状態が続いております。加えて2025年3月7日付「プレイブ少額短期保険株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」で公表のとおり、プレイブ社のサービスを当社のアセットを活用することで消費者の認知度向上を図るというケースも出てきております。また、2025年4月より「ちいき新聞」の紙面リニューアルを行い、読者と双方向コミュニケーションがとれるコンテンツを増やすことによるユーザーデータの集積、編集のプロが制作する記事広告を増加させることによる広告価値の向上を目指します。その他にも、富裕層向け情報誌「AFFLUENT（アフルエント）」、子育て支援情報誌「ままここと＊」、求人情報紙「Happiness」等、「ちいき新聞」以外の媒体も発行し利益創出に努めております。「Happiness」は求人需要の高まりによる発行回数の増加に加えて、株式会社ツナググループ・ホールディングスとの業務提携により好調に推移しております。

折込チラシ配布事業におきましては、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（GIS）を活用することにより、広告主の顧客ターゲットが明確となり効率的かつ広告効果の最大化を図るサービスを実現しております。当中間会計期間におきましては、不動産業、冠婚葬祭等の業種は引き続き需要が高い状態が続いており、新年度を控え学習塾等のスクール関連の告知需要も堅調に推移しました。2024年9月より折込価格の改定を行っておりますが、需要の減少影響は僅少であり、高い競争力を維持して収益力強化につながっております。

販売促進総合支援事業におきましては、「ちば市政だより」の配布業務受託を中心とした行政自治体の刊行物制作・配布の受託増加に加え、ショッピングセンターにおけるイベント企画・運営についても実績を元に取引が拡大しています。また、株式会社中広が展開する「地域みっちゃん生活情報誌」のVC(ボランティア・チェーン)契約による全国1,300万部/月の媒体ネットワーク活用につきましては、社内の組織体制強化により活用実績を着実に積み上げております。

その他事業につきましては、WEB事業において、メインコンテンツであるコミュニティサイト「チイコミ！」をプラットフォームとして保持しながらユーザー情報やインフラ機能等の自社アセットを活用して他社サービスとのアライアンスによる新サービスをプラットフォーム上に充実させていく「WEB版港町構築プロジェクト」を進めており、2024年10月24日付「Strategic Plan SeriesⅢ」でその完成イメージを記載しております。

なお、当社は資本政策の一環として新株予約権を発行しており、係る費用として営業外費用の新株予約権発行費を5,138千円として計上しております。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,526,101千円（前年同期比101.4%）、経常利益は6,250千円（前年同期比21.5%）、中間純利益は4,182千円（前年同期比20.5%）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ210,614千円増加し1,457,213千円となりました。これは、

主に売掛金が115,538千円増加、現金及び預金が105,463千円増加したことによります。

(負債)

当中間会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ83,962千円減少し582,315千円となりました。これは、主に1年内返済予定の長期借入金が35,872千円減少、未払費用が23,808千円減少、その他に含まれる未払消費税等が21,891千円減少したことによります。

当中間会計期間末の固定負債は、前事業年度末に比べ12,934千円減少し265,114千円となりました。これは、主に長期借入金が19,992千円減少したことによります。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ307,510千円増加し609,782千円となりました。これは、主にノンコミットメント型ライツ・オフリングによる新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ151,424千円増加したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ305,463千円増加し、877,639千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、124,046千円（前年同期は52,463千円の収入）となりました。これは主に、売上債権の増加114,372千円、未払消費税等の減少21,891千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、187,223千円（前年同期は11,232千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入200,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、242,286千円（前年同期は56,711千円の支出）となりました。これは主に、新株予約権の行使による収入297,670千円、長期借入金の返済による支出55,864千円によるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性について)

当社の資金需要のうち主なものは、当社の成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資資金であります。これらの資金需要に対して当社では、自己資金、金融機関からの借入、増資といった資金調達方法の中から諸条件を総合的に勘案し、最も合理的な方法を選択して調達する方針であります。当中間会計期間におきましては、ノンコミットメント型ライツ・オフリングの実施により、302,849千円の資金を調達いたしました。

なお、当中間会計期間末において、借入金残高310,014千円、現金及び預金残高877,639千円となっております。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当中間会計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に重要な変更はありません。

(8) 研究開発活動

該当事項はありません。

(9) 主要な設備

当中間会計期間において、主要な設備の著しい変動及び前事業年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (2025年2月28日)	提出日現在発行数（株） (2025年4月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,740,414	3,740,414	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	3,740,414	3,740,414	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年4月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権

決議年月日	2024年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 43名
新株予約権の数（個） ※	3,800
新株予約権の払込金額 ※	1株につき1円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	当社普通株式 380,000 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	383 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年11月22日 至 2034年11月21日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額 ※	発行価格 383 資本組入額 (注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 8

※ 新株予約権証券の発行時（2024年11月22日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2024年10月16日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に115%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げ）である金383円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分

割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年11月22日から2034年11月21日までとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

- 上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記7に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

②【その他の新株予約権等の状況】

(ライツプランの内容)

該当事項はありません。

(その他の新株予約権の状況)

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権

決議年月日	2024年10月17日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 6名
新株予約権の数(個) ※	1,200
新株予約権の払込金額 ※	1株につき1円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	当社普通株式 120,000 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	367 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年11月15日 至 2032年11月14日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 367 資本組入額 (注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 8

※ 新株予約権証券の発行時(2024年11月15日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2024年10月16日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)に110%を乗じた価格(1円未満の端数は切り上げ)である金367円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2024年11月15日から2032年11月14日までとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円（ただし上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記7に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年9月1日 ～2025年2月28日	1,070,138	3,740,414	151,424	511,432	151,424	441,432

(注) 1. 第7回新株予約権の行使による増加であります。

2. 第7回新株予約権の発行に際して、2024年6月3日付提出の有価証券届出書に記載いたしました「第一部証券情報 第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について重要な変更が生じております。変更内容は、以下のとおりであります。なお、変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

具体的な使途	金額
①資本業務提携、M&A	<u>165百万円</u>
②A I、ソフトウェア研究開発	150百万円
③リソースの拡充	30百万円
合計	<u>345百万円</u>

(変更後)

具体的な使途	金額
①資本業務提携、M&A	<u>251百万円</u>
②A I、ソフトウェア研究開発	150百万円
③リソースの拡充	30百万円
合計	<u>431百万円</u>

（5）【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
REGROWTH 1号有限責任事業組合	東京都世田谷区深沢八丁目6番6号	596,200	15.94
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	282,600	7.56
株式会社中広	岐阜県岐阜市東興町27番地	226,000	6.04
株式会社ライフイン24group	東京都豊島区東池袋四丁目14番2号	220,400	5.89
福山 哲博	大阪府東大阪市	82,000	2.19
吉田 康次郎	神奈川県横浜市神奈川区	64,400	1.72
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)	61,300	1.64
株式会社美楽界	東京都港区浜松町一丁目30番5号	45,100	1.21
白木 元茂	東京都豊島区	44,000	1.18
大川 勝	東京都荒川区	40,000	1.07
計	—	1,662,000	44.44

(注) 2025年1月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、REGROWTH 1号有限責任事業組合の組合員でもある時 慧氏が報告義務発生日を2024年11月15日として以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	時 慧
住所	東京都港区
保有株券等の数	株式 596,200株
株券等保有割合	15.9%

（6）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,737,800	37,378	—
単元未満株式	普通株式 1,814	—	—
発行済株式総数	3,740,414	—	—
総株主の議決権	—	37,378	—

(注) 単元未満株式欄の普通株式は、自己株式20株が含まれております。

②【自己株式等】

2025年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社地域新聞社	千葉県八千代市 勝田台北一丁目11番16号	800	-	800	0.02
計	—	800	-	800	0.02

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間財務諸表について、三優監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	772,176	877,639
売掛金	249,388	364,927
配布品	—	505
仕掛品	14,600	12,613
貯蔵品	1,203	697
前払費用	25,389	24,617
その他	895	2,186
貸倒引当金	△2,893	△2,857
流動資産合計	1,060,761	1,280,329
固定資産		
有形固定資産	42,206	44,534
無形固定資産	62,114	52,424
投資その他の資産		
敷金及び保証金	63,200	63,092
繰延税金資産	15,314	14,650
その他	4,804	2,922
貸倒引当金	△1,801	△741
投資その他の資産合計	81,517	79,924
固定資産合計	185,837	176,883
資産合計	1,246,599	1,457,213
負債の部		
流動負債		
買掛金	96,121	112,797
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	75,818	39,946
未払金	199,306	197,157
未払費用	23,808	—
前受金	7,201	2,146
未払法人税等	9,830	8,096
その他	54,191	22,172
流動負債合計	666,278	582,315
固定負債		
長期借入金	90,060	70,068
退職給付引当金	165,944	172,969
資産除去債務	22,044	22,077
固定負債合計	278,049	265,114
負債合計	944,327	847,430
純資産の部		
株主資本		
資本金	360,008	511,432
資本剰余金		
資本準備金	290,008	441,432
資本剰余金合計	290,008	441,432
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△347,004	△342,822
利益剰余金合計	△347,004	△342,822
自己株式	△806	△827
株主資本合計	302,205	609,216
新株予約権	66	566
純資産合計	302,271	609,782
負債純資産合計	1,246,599	1,457,213

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
売上高	1,504,983	1,526,101
売上原価	432,577	425,971
売上総利益	1,072,406	1,100,129
販売費及び一般管理費	※ 1,041,919	※ 1,086,771
営業利益	30,486	13,357
営業外収益		
受取利息	6	77
助成金収入	—	76
物品売却益	159	155
その他	19	39
営業外収益合計	185	349
営業外費用		
支払利息	855	1,375
支払保証料	589	589
新株予約権発行費	—	5,138
その他	90	353
営業外費用合計	1,535	7,456
経常利益	29,136	6,250
税引前中間純利益	29,136	6,250
法人税、住民税及び事業税	10,403	1,404
法人税等調整額	△1,628	664
法人税等合計	8,774	2,068
中間純利益	20,362	4,182

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	29,136	6,250
減価償却費	13,347	14,737
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,068	△1,095
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,762	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	5,265	7,025
新株予約権発行費	—	5,138
受取利息	△6	△77
支払利息	855	1,375
売上債権の増減額 (△は増加)	△92,885	△114,372
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,919	1,987
仕入債務の増減額 (△は減少)	11,700	16,675
未払消費税等の増減額 (△は減少)	20,290	△21,891
未払金の増減額 (△は減少)	29,646	1,806
その他	33,506	△37,651
小計	51,767	△120,091
利息の受取額	6	77
利息の支払額	△855	△1,375
法人税等の支払額	△817	△2,656
法人税等の還付額	2,362	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,463	△124,046
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	—	200,000
有形固定資産の取得による支出	△1,958	△8,285
無形固定資産の取得による支出	△7,680	△4,750
敷金及び保証金の回収による収入	87	113
敷金及び保証金の差入による支出	△772	△33
資産除去債務の履行による支出	△781	—
その他	△128	178
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,232	187,223
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△56,692	△55,864
新株予約権の行使による収入	—	297,670
その他	△19	479
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,711	242,286
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△15,480	305,463
現金及び現金同等物の期首残高	474,126	572,176
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 458,645	※ 877,639

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）
該当事項はありません。

（中間損益計算書関係）

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
配布業務委託料	385,456千円	383,732千円
給与手当	324,594千円	337,211千円
退職給付費用	5,713千円	6,293千円
賞与引当金繰入額	1,622千円	－千円
貸倒引当金繰入額	1,068千円	△335千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	658,645千円	877,639千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,000千円	－千円
現金及び現金同等物	458,645千円	877,639千円

（株主資本等関係）

I 前中間会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

1. 配当金支払額
無配のため、該当事項はありません。
2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

II 当中間会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

1. 配当金支払額
無配のため、該当事項はありません。
2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
3. 株主資本の著しい変動
新株予約権の行使により、発行済株式の総数が1,070,138株、資本金及び資本準備金がそれぞれ151,424千円増加し、当中間会計期間末において資本金が511,432千円、資本準備金が441,432千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

I 前中間会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

当社は、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

II 当中間会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

当社は、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
新聞等発行売上	642,713千円	582,781千円
折込チラシ配布売上	617,806千円	651,978千円
販売促進総合支援売上	169,599千円	201,586千円
その他	74,864千円	89,755千円
顧客との契約から生じる収益	1,504,983千円	1,526,101千円
外部顧客への売上高	1,504,983千円	1,526,101千円

（1株当たり情報）

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり中間純利益	9円43銭	1円11銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	20,362	4,182
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	20,362	4,182
普通株式の期中平均株式数(株)	2,158,603	3,739,604
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	第8回新株予約権 新株予約権の数 1,200個 (普通株式 120,000株) 第9回新株予約権 新株予約権の数 3,800個 (普通株式 380,000個)

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（重要な設備投資）

当社は、2025年3月7日開催の取締役会において、固定資産を取得することを決議いたしました。

（1）設備投資の目的

当社の中長期的な安定収益の拡大を図るため、賃貸用不動産を取得するものであります。

（2）設備投資の内容

- ①名称：行徳ステーションレジデンス
- ②所在地：千葉県市川市行徳駅前二丁目
- ③面積：土地427.00㎡・建物延床面積821.47㎡
- ④用途：共同住宅（1K 37戸）
- ⑤規模：鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
- ⑥取得価額：760百万円

（3）設備の導入時期

物件引渡日 2025年4月（予定）

（4）当該設備が営業・生産活動等に及ぼす重要な影響
業績に重要な影響はありません。

（多額な資金の借入）

当社は、2025年3月7日開催の取締役会において、次のとおり資金の借入を行うことを決議しました。

- （1）使用目的：賃貸用不動産の取得
- （2）借入先：株式会社千葉銀行
- （3）借入金額：625百万円
- （4）借入実行：2025年4月（予定）
- （5）借入期間：31年間
- （6）返済方法：1ヶ月毎元利均等返済
- （7）担保提供：有（融資対象物件（土地・建物）・抵当権）

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年4月10日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 啓文指定社員
業務執行社員 公認会計士 高島 知治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。